

3 大監査法人の業務改善状況について

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成17年10月から平成18年6月までの間に、あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人及び中央青山監査法人の4大監査法人に対する検査を実施し、これらの結果に基づき、平成18年6月30日にそれぞれの法人に業務改善指示を求める勧告を金融庁長官に対して行った。審査会による勧告を受け、金融庁長官は平成18年7月7日に4大監査法人に対して業務改善指示を行った。各法人は当該指示に基づく改善策を金融庁長官に提出し、その後の改善実施状況についても金融庁長官に報告している（改善策及び改善実施状況報告についてはその概要が各法人から公表されている。）。

審査会は、平成18事務年度の検査基本計画において、上記の検査結果を踏まえ、4大監査法人の改善状況について検査を実施することとし、みずぎ監査法人（旧中央青山監査法人）を除く3法人に対して平成19年2月から同年6月までの間に順次検査を実施した。

検査で検証した限りにおいては、各法人ともに法人代表者の指示により本部内に改善に関する管理担当部署及び責任者を定めるなど、組織的に改善策の実施に取り組んでいるものと認められる。しかしながら、各法人ともに主に改善の進捗管理、運用面において不十分な点がみられるため、検査において指摘したところである。なお、各法人においては、このような指摘について、検査結果の通知を待つことなく自主的に改善の徹底に取り組んでいる。

今回の検査の目的は、前回の検査で指摘した監査の品質管理上の問題点や金融庁長官の業務改善指示に対する各法人の改善状況を検証することである。また、個別監査業務については、前回の検査対象となった監査業務において指摘事項に係る改善状況を検証することとし、検査は限定的なものとしている。本公表において示している問題点は、このような検査による検証の範囲で認められたものであり、各法人の行う業務において広く認められているものではないこと、また、ここで指摘していない事項はすべて適切であることを意味するものではないことに留意する必要がある。

1. 検査の概要

(1) 検査の目的及び期間

今回の検査は、平成 17 事務年度（平成 17 年 7 月～平成 18 年 6 月）に実施した 4 大監査法人に対する検査で指摘した監査の品質管理上の問題点や金融庁長官の業務改善指示に対する各法人の改善状況を検証することを目的としたものである。

検査は、平成 19 年 2 月から同年 6 月までの期間に、あずさ監査法人、監査法人トーマツ及び新日本監査法人に対して実施した。みずぎ監査法人（旧中央青山監査法人）については、当該法人が平成 19 年 2 月に「人員の移籍に関する他監査法人との協議について」を公表したため審査会としては当面その動向を注視することとし、今回の検査の対象からは除外した。なお、同法人は、平成 19 年 5 月 30 日に「当法人の解散について」を公表し、同年 7 月 31 日をもって法人を解散することを明らかにしている。

(2) 検査の手法及び範囲

今回の検査は、各法人の作成した個々の改善策が適切に実施されているか、改善したとする事項の運用において不十分な点がないか等について、本部事務所及び東京、大阪その他一部の地方事務所に立ち入り、検証した。

検査手法は、法人代表者、改善策の取りまとめ責任者及び管理責任者並びに業務執行社員等へのヒアリングの実施、監査調書等の関係書類の閲覧によるものである。また、前回の検査対象となった監査業務については、検査基準日現在において、前回の検査結果通知後の年度監査が継続中であることから、指摘事項に係る改善状況を中間監査の業務において検証することとした。なお、前回の検査対象となった監査業務以外の個別監査業務は検証の対象とはしていない。

2. 改善策の作成、周知及び進捗管理

(1) 改善策の作成

各法人ともに理事長等の法人代表者の指示に基づき改善策を作成している。

改善策の内容は、監査の品質管理の各事項に多岐にわたるため、個々の指摘事項に対する改善策は担当部署ごとに作成し、本部の品質管理担当理事等が取りまとめの責任者となっている。

地方事務所の統合、ブロック化を含めた法人組織の改革については、現在取り組み中の法人が複数ある。

(2) 改善策の周知

各法人ともに、法人代表者から改善に係るメッセージが発信されており、全体の改善策については社員会及び各種説明会等で周知している。また、個々の改善策については、ガイドライン及び通達等により社員及び職員に周知しているとしている。

地方事務所に対する周知については、全国事務所長会議等を本部が開催し改善策を説明している。これを受けて事務所長から事務所内に周知している。

個別監査業務に係る指摘事項については、研修担当部署が監査従事者に対する事例研修等を開催し周知しているとしている。

(3) 改善の進捗管理

各法人ともに、改善の進捗状況の管理担当部署及び責任者を定めており、当該責任者は各部門及び地方事務所の担当者から実施状況の報告を受けて進捗を管理している。進捗状況については定期的に理事会等に報告している。

3. 検査結果の概要

(1) 総括

上記2.に記載したとおり、各法人ともに、法人代表者の指示に基づき本部署内に改善に関する管理担当部署及び責任者を定めて、改善策の作成、周知、進捗状況の取りまとめを行うなど、組織的に改善策の実施に取り組んでいるものと認められる。

今回の検査で検証した限りでは、各法人ともに、個々の改善策の実施が著しく遅延しているもの又は著しく不十分なものは認められないが、下記(2)及び(3)に記載するとおり、改善策の周知が組織の末端まで徹底されていない事例や改善の進捗管理等に不十分な点がみられ、また、個々の改善策の実施に係る管理及び運用面にも不十分な点がみられる。

(2) 共通する問題点

① 改善策の周知

各法人ともに、本部から監査部門及び地方事務所への改善の指示はガイドライン及び通達等の制定、発出又は電子掲示板への掲載、研修の開催等により行われているが、社員や職員の中には改善の必要性の認識や改善策の内容の理解が十分でない者がみられる。各法人においては、すべての社員及び職員が改善の必要性及び改善策の内容を十分に理解できるよう周知方法を改善し、周知を徹底するよう努める必要がある。

② 改善の進捗管理

個々の改善策の進捗状況は、各法人ともに、各担当部署の責任者から本部

の取りまとめ責任者への報告により管理しているものが多く、各部門及び地方事務所において改善策が実施されているかどうかの本部による確認が不十分となっている状況がみられる。

たとえば、ある法人では、すべての社員及び職員から通達等の内容を読了した旨の確認書を各部門長等に提出させているものの、本部は当該確認書の回収の際にその内容について確認するよう指示をしないままに部門長等に委ねているため、不十分な内容の確認書が提出されていたにもかかわらず、そのまま受領している事例がみられる。また、ある法人の一部の地方事務所においては改善への取り組みがほとんどなされていなかったが、本部は検査で指摘されるまでこのような状況を把握していなかった事例がみられる。各法人の本部等においては、改善策が各部門及び地方事務所において确实かつ有効に実施されているかどうか管理する必要がある。

③ 体制の整備

各法人においては、組織的監査の実施の観点から業務管理体制の整備に取り組んでいるが、実効性に留意した体制の整備に不十分な点がみられる。

たとえば、ある法人では、法令等遵守（コンプライアンス）体制の強化に当たり、コンプライアンス委員会を立ち上げたものの、事務局人事や委員会関係の規程の整備が遅れている状況がみられる。

④ 法人組織の改革

所属員が3千人を越すような大規模監査法人にあって組織的監査を実施するためには、本部組織の強化や地方事務所の適切な管理体制などの整備が不可欠である。

組織的監査を実施するため、地方事務所の統合、ブロック化や法人全体での財政一体化を既の実施したとする法人もあるが、今後、法人組織の改革を完了させるとする法人も複数ある。当該改革の際には、監査の品質を考慮した監査資源の配分や統一的な人事評価なども適切に行われる必要がある。

(3) 個別の問題点

各法人ともに下記の事項に関する改善に取り組んでいるが、個々の改善策の実施に係る管理及び運用面において不十分な点がみられる。

なお、前回の検査での指摘事項である「監査業務の遂行」及び「共同監査」に関する改善状況については、各法人ともに特に指摘すべき問題点は認められなかった。

① 業務運営

複数の法人において、本部からの改善指示の徹底に不十分な点がみられる。

- ・ すべての社員及び職員に対して、改善策に関する通達等の内容を読了

した旨の確認書の提出を求めているが、本部から各部門長等に対して提出された内容を確認するよう指示をしていないために、不十分な内容による確認書を部門長等はそのまま受領している。(前出事例)

- ・ 改善状況に関する内部監査において、本部の指示に従った手続を実施していない地方事務所がある。

② 職業倫理及び独立性

複数の法人において、監査従事者の独立性や非監査業務の同時提供の制限に関する審査又は調査に不十分な点がみられる。

- ・ 有価証券等の保有制限等に関し、内部規程の違反者に対する処分が不明瞭なものとなっている。
- ・ 非監査業務の契約締結に関する審査終了前に、業務着手又は契約が締結された非監査業務がある。

③ 監査契約の新規締結及び更新

各法人ともに、監査契約の承認手続に不十分な点がみられる。

- ・ 監査契約締結の際に実施する事前承認手続が完了（契約の承認）する前に監査契約が締結された監査業務がある。
- ・ 被監査予定会社から会計監査人の依頼を受けた際に、契約リスク評価手続を完了した上で法人が受諾すべきところ、当該手続を完了する前に株主総会で会計監査人に選任された監査業務がある。
- ・ 監査契約締結の申請者と承認者が同一社員である監査業務がある。

④ 人事及び教育・訓練等

複数の法人において、公認会計士が受けることとされている継続的専門研修の管理状況に不十分な点がみられる。また、人事評価の運用に不十分な点がある法人、必修である研修の受講管理に不十分な点がある法人、業務執行社員の選任に不十分な点がある法人がある。

⑤ 監査調書

各法人ともに、監査調書の保存・管理に不十分な点がみられる。

- ・ 監査調書の保存に対する点検において不備に気づきながら、管理担当部署が対応を行っていないものがある。
- ・ 監査調書の保存に関する手続を実施するよう本部より指示されたにもかかわらず、実施していない地方事務所がある。
- ・ 監査調書の保存に関して登録漏れのある監査部門及び監査調書の管理台帳を作成していない地方事務所がある。

⑥ 監査業務に係る審査

各法人ともに監査業務に係る審査体制の強化を図っているが、複数の法人において体制整備又は審査手続に不十分な点がみられる。

- ・ 審査の強化策の一部について具体的な取り組みが行われていない。
- ・ 本部審査管理部署の提出期限の管理が不十分なため、審査担当者の審査終了後、期限を超えて本部審査管理部署に提出された審査書類が多くみられる。

⑦ 品質管理のシステムの監視

品質管理のシステムに対する監視において、運用に不十分な点がある法人がある。

- ・ 品質管理のシステムの監視に関する内部規程と実際の運用が相違している。
- ・ 法人内部の点検結果を踏まえ、不備の程度が高い監査実施者等に対し特別研修を実施したが、当該特別研修の欠席者に対して再研修をするなどの対応をしていない。

おわりに

前記のとおり、各法人は、今回の検査での指摘を踏まえ、審査会の検査結果通知を待つことなく改善の徹底に取り組んでいる。審査会としては、このような各法人の自主的な取り組みにより、個別監査業務に改善の成果が浸透し、各法人の監査の品質が更に向上することを望んでいる。

なお、今回の検査において法人間の改善状況に差異が認められること、各法人の個々の改善策の内容が異なっていること、さらに、法人の業務改善の成果が個別監査業務に反映される必要があることから、審査会としては、今回の指摘及び今後改善を予定している事項の改善状況並びに個別監査業務の検証を引き続き行っていくこととする。

各法人自らにおいても、最高経営責任者である法人代表者のリーダーシップの下で、監査の品質の確保・向上に継続して取り組んでいくことを審査会として期待する。

(以上)